

別表

補助対象事業	補助対象経費	対象外の経費	補助率・補助上限額	上限回数 (年度ごとの回数)
1. 展示会・見本市 ^{※1} 出 展支援事業	・旅費 ・送料、運搬費	・国、県及び市町村 の他の財源による補 助金等を活用して事 業を実施する場合の 経費	・補助率 1/2 以内 ・補助上限額 県外展示会・見本市 100 千円/回 県内展示会・見本市 30 千円/回	3 回/社
2. 販路開拓専門家招聘 支援事業 (例) 新商品・意匠の開 発、商品のPR等	・専門家謝金 ・専門家旅費		・補助率 1/2 以内 ・補助上限額 100 千円/回	2 回/社

※1 展示会・見本市の要件は以下のとおりとする。

- ・島根県の伝統工芸品の認知度向上及び販路拡大に資すること。
- ・島根県内外で開催される展示会・見本市であること。
- ・事業者自身が展示会・見本市の会場において出品する作品の説明・紹介等を行うこと。
- ・なお、島根県ブースを設ける展示会については本補助金の対象としない。